

4月19日から5月9日を「感染対策強化期間」とします

人の移動が増える時期に新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、

4月19日から5月9日までを「感染対策強化期間」とします。

現在、長野県では医療提供体制への負荷が増大しつつあることから「医療警報」を発出しています。また、**変異株※**が県内でも確認されています。

「最大限の感染対策」をするために、次のことをお願いします。

※ 変異株は、感染力が強く、感染した場合に重症化しやすい可能性や10代以下の若い世代の感染割合が高いことが指摘されています。

2021年4月19日

お願いしたいこと

1 県外への訪問や帰省等の往来については、その必要性をご家族などと相談して、**慎重に検討**をお願いします。特に感染拡大地域※との往来については、できるだけ控えてください。

※ 感染拡大地域は、長野県多文化共生相談センターウェブサイトでお知らせしています。

2 大人数での会合、会食を控え、人混みを避ける等、**人との接触機会をできるだけ減ら**してください。

3 **基本的な感染防止策**を適切に行っていただき、感染を広げないように注意してください。（マスクの確実な着用、人と人との距離の十分な確保、こまめな手洗い・手指消毒、三密の回避など。）

4 多数の方が集まるイベント・催物等を予定している場合には、**人数制限等感染防止対策**を徹底していただき、それが困難な場合は、延期・中止を含めて検討してください。

体調が悪い時は、外に出ずかかりつけ医に電話で相談してください。

かかりつけ医がない人や外国語で相談したい人は

TEL 0120-974-998 に電話をして相談してください（24時間対応）

